

第3回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成23年9月27日(火) 18:30~20:30

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：山内委員長、金副委員長、加藤委員、今委員、柴田委員、中山委員

事務局：企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画課主事

審議：住民投票条例について

今後の取り組みについて

事務局 前回依頼いただいた市が実施した名古屋市、池田市の視察結果は配付した。第五次総合計画については、印刷が遅れているため次回配付したい。

委員長 第3回自治推進委員会を開会する。まずは資料1に基づいて住民投票条例について事務局から説明をお願いしたい。その後、委員から意見をもらいたい。

事務局から資料に基づき説明を行った。

事務局 参考資料として、地方行財政調査会が実施した住民投票制度制定状況等調べ（平成22年11月1日現在）を配付した。説明は行わないが参考にご覧いただきたい。

委員 地方自治法上、住民投票条例を制定することに問題はないのか。

事務局 特に問題はない。

委員 多摩市では実施されていないということだが、発議もないのか。

事務局 ない。

委員 発議がなかった理由としては、市民に聞くほどの重要事項がなかったということか。

事務局 他市の実施状況を見ると、原子力発電所の誘致、米軍基地問題などで実施されている。そこまでの事例は多摩市になかったという認識で良いかと思う。

委員 実施がなかったのは、住民が署名を集めようとするまでの案件がなかったということかと思う。前市長は市庁舎問題は住民投票の問題かもしれないという話をしていたのを聞いたことがある。しかし、合併などの話もなく、市長の判断としては住民投票を要する事案はなかったというのが事務局の答えかと思う。

委員 今後も重大な事項が出てくる可能性があるとは考えにくいのではないか。なぜ、それにもかかわらず定めようとしているのか。

事務局 市長の公約というのが一つある。現行の個別設置型だと、実施しようとした場合は議会で議決をする必要がある。そうすると、署名をどれだけ集めても議会で否決されると実施はできない。制度があれば、そのようなことはないので、そのような体制の整備のために常設型を作りたいという気持ちがある。

委員 それも一つの理由としてはあるかと思う。ただ、常設型を設置しても要件を厳しくすれば実施されないことはあるので注意する必要がある。

委員 議会が否決する理由は何か。議会は自分たちの意思決定権を脅かすものを定めたくないというのが本音ではないか。

事務局 他市において、住民が署名によって求めたものの中で、すべてが議会で否決されているわけではない。もちろん、そのような考えを持っている議員の方もいるかもしれないが、そこははっきりわからない。

- 委員 代議制を採っているが、議会だけが決定権を持っているわけではない。市長も代表者になる。代表機関同士の意見が食い違ったときは市民の意思で決めざるを得ない。その時に住民投票条例が機能することになる。
- 委員 それは制度的な欠陥ではないか。そもそも市長と議会という市民の代表同士の対立が起こる二元代表制が良いかどうかという根源的な問題も考える必要があるのではないか。
- 委員 4年1回の市長・議員選挙の際に、個別論点まで市長や議員に賛否の責任を預けたわけではない。また住民投票は、そのテーマによっては、自治体としての意思の最終決定にも、あるいは市長や議会の判断材料を提供する諮問的な意味合いを持たせることも可能である。したがって、住民投票によって市長や議会も責任を問われることになるので、対立したことの責任も含めて問われることになる。
- 委員 市民はこの制度があることをどの程度知っているのか。
- 事務局 世論調査で平成19年に自治基本条例の認知度を聞いたが、条例を読んだことがある割合は3.7%だった。
- 委員 自分が掲げた政策については実現しなくてはいけないと市長は考えていると思う。
- 委員 市長の考え方を市民が知ろうとしなかったのもあるが、市民には市長の考え方が見えない。市民が自治体の重要な政策に関与できるので、条例はあった方が良く考える。直接請求の手続きは複雑で、議会が否決する可能性もある。自治体の改革の一部として見せる必要があるかと思う。住民投票がなぜ必要かを説明することが大切だと思う。
- 委員 多摩市の条例を常設型にするには、どのような手続きが必要なのか。
- 事務局 新たに条例を制定することになる。現行の自治基本条例の住民投票に関する部分はその条例に移行することを考えている。
- 委員 可決されなければ、いつまでも個別設置型ということか。
- 事務局 そうなる。
- 委員 常設型はいざというときの担保として、必要かと思う。今までは大きな問題がなかったので、住民投票をしなくて済んだ。ただ、住民投票で決めればよかったという問題はあったと思う。条例を知らない人は、署名を集めてもどこに持って行けば良いのかもわからない。市民のみんなが知っていれば役に立つ条例かと思う。
- 委員 手続きが煩雑なので、簡素化する必要がある。議員がどのようにするかが大切になる。議員の意識改革も大切かと思う。
- 委員 議員は市民が選ぶので、住民投票の発議を否決されてしまうのは、市民の責任でもある。ただ、議員はたくさんいるが、どこで何を行っているかが見えないという点はある。
- 委員 いずれにしても、住民投票条例が必要だということであれば、その内容について検討し、市民への周知に努める必要がある。個別設置型、常設型もメリット、デメリットがあるので、どのような形が良いのかも含めて検討していきたい。
- 委員 投票結果について、諮問型と決定型が住民投票制度にはある。
- 事務局 住民投票が行われた結果と議会の決定が違うことはあり、多摩市では諮問型になる。条例制定権はあくまで議会が持っているので、結果が議会を拘束するということは想

定していない。

委員 委員会としては、住民投票制度について前向きに検討していきたい。具体的に何を検討していくかということになるが、たとえば投票権を何歳からにするか、外国人参政権をどうするかなどがある。

事務局 投票の年齢については、20歳以上であれば選挙名簿を使うことができる。1回選挙を行うと人件費や機材を含めて5~6千万円かかる。

委員 民主主義のコストとして、それだけの費用をかけても市民の意見を問いたいということになる。重大な問題がそこまであるかどうかというのはある。アメリカは大統領選挙、上院議員、下院議員などの選挙と一緒にやる。住民投票を行う案件も予め決まっているものも多い。アメリカは一度決定したことを変えることに抵抗がなく、投票の結果元に戻ることも大いにある。アメリカは任期が短く、選挙回数が多いため実施しやすい。

傍聴者から発言があり、委員長より許可された。

傍聴者 議会基本条例が3月に制定された。市民としては議員の定数が一番の関心事項だったが、それは定められなかった。住民投票条例も定数の問題と同様に、議会が決めていく案件である。ぜひ検討してほしいという思いがあり、発言させてもらった。

委員 事務局としてはどのようなものが課題と考えているかを提案してもらいたい。それは、個別型にするか、常設型にするかも含めてになる。最終的には議論して委員会として一本化していきたい。次に、今後の取り組みについてに移りたい。前回まではコミュニティ自治のあり方というのが問題意識として多かった。自治を進めるためには市民のあり方を再考する必要がある。資料2について事務局から説明をお願いしたい。

資料2に基づき説明を行った。

委員 コミュニティの単位をどの程度を考えるのが適切かという点。コミュニティの課題の中で取り組むべき課題は何かという点が検討項目として考えられる。他にも課題がある中で、最も大切なのは、市民の参加をどのように促していくかということだと思う。それがうまくいかないと絵に描いた餅になってしまう。まずはコミュニティの単位について考えていきたい。

委員 自治会単位で日頃防災訓練を行っているところは今回の東日本大震災の被害が少なかったといわれる。従来からつながりがある地域とそうでない地域があるので、そこは考えなくてはいけない。

事務局 第四次総合計画のときからコミュニティエリアを10に分けて考えている。コミュニティセンターをそれぞれの地域に作っていくことを想定したエリアになる。市長の方針として学校をコミュニティの核とするということも言っており、コミュニティセンターがない所は学校を核にすることになる。多摩市が6万5千世帯なので、1エリア6500世帯ぐらいをコミュニティエリアとして想定している。

委員 その中に小学校は3校ぐらい入っているので、1校あたり2千世帯ぐらいになる。

委員 地域委員会構想としては、どの程度のものを想定しているのか。

事務局 コミュニティエリアも一つとして考えている。ただ、そもそも組織としての地域委員会とするかについても検討している段階である。

委員 自分たちの問題を自分たちで解決するというスタンスで行けば、コミュニティセン

ターは大きい。しかし、地域の問題を考えると、そのぐらいが良いのかもしれない。

委員 コミュニティセンターで年2回連絡会を行っている。そのような場をうまく利用すれば良いのではないか。

委員 学区とコミュニティエリアが重ならないエリアだと、連絡会の出席者の問題が難しいのではないか。その調整は行われているのか。

委員 そこはわからないが、調整されていると思う。

委員 他の組織のことを考えると新しい組織の立ち上げが難しくなると思う。

委員 私は既存の組織を活用した方が効率的かと思う。

委員 池田市も名古屋市も市民の認知度が低いのが問題である。報告書にはどちらも予算の件が出ているが、それは出さない方が良くと思う。予算を出すと行政の代行をすることが役割のようになってしまう。目的などは地域が考えるべきことである。ただ課題について解決するためだけの組織でもいけない。コミュニティ自治の意義など理念的な部分をしっかり話し合う必要がある。その際に、自治会・管理組合は大切になる。

委員 自治会・管理組合は別の性格のものではないか。

委員 別の組織だとしても自治連合会には含まれており、そのような場で議論を行うことが大切だと思う。そのような場で自治推進委員会の委員として話をする必要があればしたいと思う。

委員 コミュニティ自治とは何を解決するために必要なことなのか。

委員 福祉の問題だと思う。引きこもり、ニート、高齢者の一人住まいなど。

委員 いろいろな点が論点として出されたが、最初に言ったように制度を作っても、どう参加させるかということを考えないと意味がなくなってしまう。どういう多摩市民が必要かという点について議論を行い、それからどのような組織が必要かという点について話せば良いかと思う。すでに第三期で議論を枠組みについてはされてきた。そのため、第四期としては人について議論を深めたい。

事務局 要点記録は本日修正したものを配付したので、今週中に修正があれば教えてほしい。

委員 10月の日程は10月24日（月）とする。11月24日（木）としたい。これで、第3回委員会を閉会する。